

情報提供日	2026年(令和8年)4月17日
問い合わせ先	上下水道局経営管理室総務課 078-918-5064 (内線 3300)

職員の処分について

以下のとおり、処分発令を行いましたので、お知らせします。

1 事案の概要及び処分内容

事案	対象職員[当時の所属・役職等]		処分内容
・公用車を後退させた際、駐車中であった相手方車両の前方部分と接触し、相手方車両の損傷に気付いていたにもかかわらず、相手方、上司、警察に報告することなく現場を立ち去ったもの。	上下水道局	技術職員 (現 29 歳)	戒告

2 処分発令日

令和8年4月17日